

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律施行条例（平成 2 7 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

| | | |
|--------|---|--|
| 9 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「地域生活支援事業実施事務」という。） | |
| 1 0 市長 | 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事務」という。） | |

別表第 2 に次のように加える。

| | | |
|------|---------------------|----------------------------------|
| 8 市長 | 地域生活支援事業実施事務 | 地方税関係情報又は住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事務 | 地方税関係情報又は住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの |

別表第 2 備考第 5 号中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。